

令和4年12月27日(火)

(お知らせ)

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

環境省福島地方環境事務所は、本日、秀和建設株式会社に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省福島地方環境事務所

総務部経理課

課長：鶴田 慎二郎

課長補佐：百目木 どうめき 康一

TEL:024-573-7246

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
秀和建设株式会社	福島県田村市船引町船引字安久津58

2 指名停止措置期間

令和4年12月27日から
令和5年3月26日まで(3ヶ月)

3 指名停止措置の範囲

福島地方環境事務所管内

4 事実概要

秀和建设株式会社の元代表取締役は、田村市職員(当時)から田村市発注の公共工事の予定価格情報を受けた見返りに飲食接待を提供したとして、令和4年11月4日、贈賄の罪で福島地方検察庁に在宅起訴された。

5 指名停止措置理由

このことは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」(平成13年1月6日付け環境会第9号大臣官房会計課長通知)別表2第3号アに該当する。

参考

○「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」別表2(抜粋)

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 3. 次のア、イ又はウに掲げる者が当該部局の管轄区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3ヶ月以上9ヶ月以内 2ヶ月以上6ヶ月以内 1ヶ月以上3ヶ月以内